

平成27年4月から 介護保険制度が 大幅に変わります



今回の改正では「高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けるための支援サービス体制の充実」と「制度を維持していくための費用負担の公平化」を図り、介護・医療・生活支援・介護予防を充実させます。

また、費用負担の公平化を図る為、一定以上所得のある方の利用者負担が引き上げられます。

○主な改正内容

介護老人福祉施設の新規入所者を原則、要介護3以上に (平成27年4月)

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に新規に入所できるのは、原則として、要介護3以上の方になります。現在、すでに入所している方には適用されません。

なお、要介護1・2の方でも、特別な事情により新規入所が認められる場合があります。

低所得の施設利用者の補助 (負担限度額)条件の変更 (平成27年8月)

施設サービスの居住費と食費は、所得の低い方に対しては、自己負担の上限額が設けられており、これを超えた分は「特定入居者介護サービス費」として、施設等に支払われます。8月からは、次のいずれかを満たす方は、低所得として認められなくなります。

① 預貯金等が単身1,000万円超、夫婦2,000万円超の場合。

② 世帯分離している（住民票上世帯が異なる）配偶者が課税されている。

一定以上所得の方は介護サービス利用者負担が2割に (平成27年8月)

65歳以上で、本人の合計所得金額160万円以上の方は介護保険サービスを利用するときの自己負担が2割になります。ただし、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円未満、65歳以上の方が2人以上いる世帯で34.6万円未満の方は1割負担のままとなります。

高額介護サービス費の上限額を引き上げ (平成27年8月)

医療保険制度における現役並み所得者に相当する方は、高額介護サービス費の自己負担額の上限が37,200円（月額）から44,400円（月額）に引き上げられます。

※この他にも様々な制度改正が行われる予定です。随時お知らせしていきます。

申請・問合せ先
市民保健課介護保険係
(窓口④) ☎2077



介護保険サービスの種類

- 居宅サービス
自宅を中心に利用するサービスです。「ヘルパーに訪問してもらう」「短期間施設に入所する」などの幅広いサービスの中から利用者の希望に合うものを組み合わせ利用できます。
- サービスを利用する際はケアマネジャーに計画を立ててもらふ必要があります。
- 施設サービス
介護老人福祉施設などに入所し介護を受けるサービスです。利用者が入所する施設を選び、直接申し込み、契約を結びます。
- 地域密着型サービス
住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。利用者は原則として下田市の住民に限定されます。
- 生活環境を整えるサービス
特定の福祉用具の貸与、購入、手すりの取り付けなどの住宅改修を費用の1割を負担することで行うことができます（限度額があります）。

介護保険を利用するのはどんな人？

- 65歳以上の方で要介護認定を受けている方
 - 40歳以上65歳未満で介護保険対象の特定疾病に該当し、要介護認定を受けている方
 - 特定疾病について、詳しくはお問い合わせください。
- 介護保険を利用するには？
介護保険サービスを利用するには要介護認定が必要になります。認定結果が出るまで1か月ほどかかります。

快国航路 Vol.26

市民の皆様へ伝えたい文章があります。食環境ジャーナリスト・食総合プロデューサーの金子弘美さんの著書からの一節です。

「全国を巡る中で、活力があり、小さくても地域でまわる経済の仕組みを作り、地域内外の人と活発な交流を生み、地元産物の売り上げを上げていく地域には共通項がある。

いいものをつくり形成すれば、そこに人も集まり、若者もやってきて、地域に小さいながらも経済が巡り、雇用も生まれる。地方は高齢化である、経済が低迷している、農業が衰退している、若者の働くところが少ない、などと言われる。

しかし、それは現場をしっかりと見ていない人の発言である。出てくる数値も、これまでの人口増、経済右肩上がり、が前提の数値となつている。それらの概念にとらわれず、自らしっかりと取り組んできたところは、若者もいるし、高齢者の働く場や生き甲斐も生

まれ、小さくても経済が動いている。

もう一つ共通していることは、一度はどん底に落ちていたところである。人が来なくなつた観光地、人が集まらなくなつた商店街、高齢化で野菜を売るルートが途絶えてしまった農村、林業が衰退した山間地、などである。どん底を経験し、これまでの流通や売り方を全く変えた。自ら出かけて新しい売り場を開拓する。高齢者が生き甲斐を持つる場をつくる。それまで価値がない、売れないと思われていたものに全く別の視点で価値づけをし新しい商品を生み出す。他人頼り、企業頼りではなく、自らの行動で地域の個性を見出し、足元にあるものを発信してきたところだ。

これまでのように大量に作り都市部に送るという流通構造や大人数で名所旧跡を巡り、規格化されたお土産を扱うという観光からは、人が離れていく。小さくても自然景観に配慮したり、手作りでもしっかりととしたものを販売したり、足元を見直して一から始めたところが人気を集めている。既存の観光地より、これまで

何も無いと思われてきた山村の風景が美しい宿や農家レストランに人がやってくる。商店街も、安心して歩いて、身近に買い物ができ、日常の食品や必要なものが揃うところ、独自の街並みを残すところに人が集まっている。

今、観光、流通などの現場で、大きな価値の変動期にある。大量生産・大量流通するところと、こだわりの商品を持つところとの二極化が進んでいる。地域でも、これまでの商業や農業、観光という概念が急変して、新しい価値観が求められている。従来のやり方を脱し、いずれも地域の人が地域の豊かさを自らの手で見つけ、様々な資源や人を繋ぎ、自分たちの価値を発信し、共感を呼んでいる地域が存在する。それはローカルの徹底こそが、実はグローバルに通用するものだと思えて知らしめてくれる。」

「地方創生・まち創生」の原点であると思います。官民一体、この理念をしっかりと理解し、具体的な施策を実行していくことが求められています。

下田市長 楠山俊介

下田市景観計画変更(案)に対するパブリック・コメント実施について

●意見募集の趣旨

「下田市景観計画変更(案)」では、届出対象に「太陽光発電設備・風力発電設備類」、「沿道型商業施設」を新たに位置付け、一定規模を超えるものについては、新たに追加した景観形成基準に適合するようにしていただきます。

そこで、この変更(案)について、皆様のご意見を聴取するためパブリック・コメントを募集します。詳細については、市ホームページ、建設課で閲覧可能です。

●意見書の提出期限

- 4月4日(土)まで
- ※郵便の場合は当日消印有効
- 意見の提出ができる方
- 下田市内に住所を有する方
- 下田市内に通勤し、又は通学する方
- 下田市内に事務所又は事業所を有する方
- パブリック・コメント制度の対象となる事案について利害関係を有する方

●意見募集後の予定

皆様からいただいたご意見を参考にしながら、下田市景観計画変更(案)を策定していきます。

●意見の提出方法

- 必ず住所、氏名、連絡先を明記の上、建設課(別館2階)に直接持参、又は、郵便、ファックス、電子メールでお願いします。
- ※住所及び氏名が記載されていない場合、受付は行いません。
- また、皆様から提出いただきましたご意見等に対する建設課の考え方を下田市のホームページで公表する予定ですが、いただいたご意見への個別の回答は行いませんのでご了承ください(氏名・住所などの個人情報公表しません)。
- 提出・問合せ先
建設課都市住宅係
〒41518501
下田市東本郷一丁目5番18号
☎22219 FAX1007
✉kensetsu@city.shimoda.shizuoka.jp